

4 行財政計画

(1)行政改革の考え方(行政改革大綱)

総合計画への行政改革大綱の包含にあたって

効率的な行政経営と持続可能な財政運営による、市民満足度の高い行政サービスの実現に向けた取り組みを全庁横断的に推進することを目的とし、「第四次総合計画」から行政改革に関する理念や推進体制などをまとめた「行政改革大綱」を組み込むこととしました。

行政改革推進の実効性を高めるため、大綱では3つの重点項目を掲げます。まず、「①スリムな行政体制の構築」により組織と事務事業の最適化を図り、業務の効率化を推進します。次に、「②持続可能な健全財政の堅持」の考え方のもと、将来にわたる行政サービスの安定的提供を支える確固たる財政基盤を確立します。さらに、「③多様な市民ニーズに応じた行政サービスの向上」により、新しい技術や民間のノウハウを活用するなど、市民一人ひとりの多様な要望に応えるきめ細やかなサービス体制づくりを目指します。これらの取組を通して、信頼される持続可能な自治体づくりを強力に推進します。

I. 行政改革の必要性

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢社会の深刻化、市民ニーズや地域課題の複雑・多様化、情報通信技術のめまぐるしい進展など、多岐にわたり著しく変化しています。特に、財政状況においては、人口減少を踏まえると、市税の大幅な増収を見込むことは難しく、歳出面では高齢化に伴う社会保障に係る扶助費の増加や、昭和40年代から50年代に整備した公共施設の老朽化に伴う修繕・更新に係る費用の増加が見込まれ、厳しい状況が続くと想定されます。

このような厳しい状況下でも、効率的な行財政運営により市民から信頼され、満足度の高い千曲市を実現するためには、従来からの考え方や業務体制を絶えず見直し、あらゆるコスト削減に取り組むとともに、そのコスト削減により生まれる財源をもとに必要な投資を行い、行政サービスの質・量ともに向上させる必要があります。そのため、私たちは変革を恐れず、未来のために強い意志をもって行政改革に取り組まなければなりません。

Ⅱ. これまでの行政改革

千曲市行政改革大綱の変遷

計画期間	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
	H16-H18	H19-H21	H22-H26	H27-R1	R2-R8
重点項目	・ひらかれた信頼される市政 ・効率的な組織機構と活力ある職員体制 ・環境にやさしい行動の実践 ・健全財政の堅持		・経営の改革 ・財政の改革 ・組織、人事の改革 ・まちづくり体制の改革		・スリムな行政体制の構築 ・持続可能な健全財政の堅持 ・多様な市民ニーズに応じた行政サービスの向上

平成16年度の「第1次千曲市行政改革大綱」策定以降、令和8年度の第5次行政改革大綱まで切れ目なく積極的に行政改革に取り組み、効率的な行政経営を進めてきました。

これにより、事務事業の縮小・廃止や補助金制度見直しによる歳出削減、印刷物・HPなどへの有料広告掲載やふるさと納税の推進、ネーミングライツの導入などによる新たな財源確保のほか、第3次行政改革大綱で策定した「特別対策プラン」により約8億円の歳出を削減するなど、一定の成果を挙げることができました。

Ⅲ. 行政改革により目指す方向性

1. 基本理念

効率的な行政経営と持続可能な財政運営による市民満足度の向上

2. 推進体制

行政改革の着実な推進を図るため、庁内組織である千曲市行政改革推進本部を中心に全庁的に取り組みます。

行政改革推進本部の事務局は、行政改革大綱の考え方に基づく個別事業を庁内で取りまとめ、各担当課はそれぞれの事業に取り組みます。定期的な進捗管理は主に千曲市行政改革推進本部が行い、各事業で設定された目標の達成に向けたマネジメントを担います。

また、市民等によって構成される審議会である行政改革推進委員会や市議会をはじめ、定期的に市民とも情報共有を図り、市民との対話や合意形成に基づいた事業推進に努めます。

【行政改革の推進体制】

※ 推進体制図(作業中)

3. 取組方針

千曲市行政改革大綱(R9～R13)では、基本理念の実現に向けて、3つの重点項目に基づき行政改革に取り組みます。

【重点項目 1】スリムな行政体制の構築

① 事務事業の見直しと効率化

事務事業点検により業務見直し、新たな業務手法(生成 AI、RPA、ICT の活用など)の導入検討により、業務の最適化及び効率化を図ります。

② 効率的な組織体制の整備

多様化する市民ニーズに対応するため、職員一人ひとりの意識改革や能力向上に努め、業務の見直しに併せて適正な人員配置を行うなど、効率的で柔軟な組織体制を整備します。

【重点項目 2】持続可能な健全財政の堅持

① 歳入の確保

確実な税収確保に加え、ふるさと納税やネーミングライツの推進等によるさらなる財源確保に積極的に取り組みます。

また、公共施設の使用料等については受益者の負担水準を検証し、負担の適正化を図ることで施設利用の公平性の実現と財源確保に努めます。

② 歳出の適正化

厳正な事業選択や事務事業点検による見直し等、計画的な歳出の適正化に取り組みます。

【重点項目 3】多様な市民ニーズに応じた行政サービスの向上

① 市民の利便性の向上

マイナンバーカード活用機会の拡大、オンラインコミュニケーションやワンストップサービスの充実など、DX推進をはじめ多様なサービスを積極的に導入し、市民の利便性と行政サービスの質の向上を目指します。

② 民間活力の活用・推進

業務のあり方・進め方を精査し、行政の役割を再検討します。指定管理制度の導入、サウンディング調査による民間需要調査、PPP/PFI 等による民間活力の利活用など、多様な担い手との価値共創を積極的に検討、推進します。

4. 進捗管理

行政改革の実施事業の進捗管理については、年度ごとに担当部署が「実施内容、実績」を自己評価・検証し、行政改革推進本部に報告。そのうえで翌年度以降の取組に必要な改善を行います。今後の方向性を明示し、必要な改善を施すことで実効性の高い取組とします。

また、行政改革に関する取組について市民との情報共有を図るため、取組の進捗状況をホームページ等で公表し、積極的な情報公開に努めます。議会や行政改革推進委員会をはじめとする市民の意見や提言は事業内容に反映し、市民との対話に基づき事業を推進します。